

域外情報発信事業業務委託仕様書

1 業務名

域外情報発信事業業務

2 目的

大山山麓・日野川流域観光推進協議会に参画する市町村（以下、「構成市町村」という。）である、米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日吉津村、倉吉市、琴浦町の観光コンテンツ（サイクリングやキャンプなどのアウトドアコンテンツ、観光地及び名所、食、宿泊など）について、構成市町村外、特に関西及び中国エリアに対し、メディアを活用した効果的な情報発信を行うことで、構成市町村への誘客や集客、構成市町村内での周遊などを促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月中旬まで（予定）

4 事業実施にあたっての方針

本業務実施にあたっては、次に掲げる事項を踏まえて情報を発信するよう努めるものとする。

- (1) 伝わることを重視し、発信された情報に触れた者の興味を引くよう工夫するとともに、それらの情報により構成市町村により好感を持つ内容であること。
- (2) 発信する情報は、構成市町村内の周遊の促進や、宿泊を伴う観光などの滞在時間の延伸を図るなど、経済効果の拡大を目指すものであること。

5 業務内容

- (1) 構成市町村の観光コンテンツについて、特に関西及び中国エリアに対し、メディアを活用した情報発信を行う。
 - ア 今年度の秋季の誘客や集客を図ることを目的とした発信を中心とし、そのほか、冬季、春季の誘客や集客につながるような提案も行うこと。
 - イ ターゲット層（年代、性別、エリアなどでセグメントしたもの）を明らかにし、そのターゲットに訴求する観光素材及び発信手法を選定して、効果的な情報発信を行うこと。
 - ウ 各構成市町村の観光素材が、1回以上露出されるようにすること。
- (2) (1)で行った情報発信における、効果測定を行う。効果測定においては、インターネットによるアンケート調査、広告換算等、その他効果的な方法により実施し、大山山麓・日野川流域観光推進協議会の情報発信に関するアドバイスを行うこと。
- (3) 実施スケジュール及び作業フローの作成（主な作業内容及び役割分担も記載すること）
- (4) 本業務の推進体制の作成（専門職員の配置並びに全体の取組体制及び協力体制について記載すること。なお、専門職員以外の職員が従事する場合又は他の事業者の援助を受ける場合は、その旨も記載すること。）
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）

6 成果品

- (1) 事業報告書（紙媒体）、報告書の電子データ 各3部
- (2) 収支決算書（紙媒体）、決算書の電子データ 各3部
- (3) 本業務の実施に要した支払いに係る会計証憑書類（写し）

- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、本業務において作成した資料等（紙媒体）及び当該資料等の電子データ 各 3 部

7 その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。
- (2) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。
- (3) 成果品の所有権及び全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含むが、これらに限られない。）は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」によること。
- (5) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者及び委託者で協議して決定する。